# 民間事業者による賑わい創出に資する公共還元型の港湾緑地等の施設整備

国土交通省

別紙2

令和4年12月に港湾法を改正

背景·必要性

➤緑地等の老朽化、陳腐化が進展。財政制約から公共による更新投資も限界 |

- ▶他方、民間能力を活用して魅力ある賑わい空間としたいニーズが顕在化
- ⇒ 既存制度では民間投資を呼びこむための環境が不十分

【老朽化・陳腐化した港湾緑地の例】





## みなと緑地PPP(港湾環境整備計画制度)の創設

港湾緑地等において、**収益施設(カフェ等)の整備** と当該施設から得られる**収益を還元して緑地等の リニューアルを行う民間事業者**に対し、**緑地等の 行政財産の貸付**を可能とする認定制度を措置



#### 【期待される効果】

- ➤民間資金を活用することで、緑地等の整備、管理にかかる<u>財政負担の軽減</u>
- ➤ 民間活用の更なる推進により、水際線を生かした 質の高い賑わい空間を創出

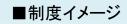
制度概要:港湾環境整備計画を港湾管理者が認定・公表

港湾緑地等の行政財産の貸付け

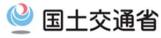
事業期間: 概ね30年以内

条 件:収益の一部を公共還元

(港湾緑地等のリニューアルや維持管理)







#### 港湾管理者



- ✓ 民間資金を活用することで、緑地等の整備、管理にかかる財政負担が軽減される
- ✓ 民間の創意工夫も取り入れた整備、管理により、緑地等のサービスレベルが向上する

#### 民間事業者



- ✓ 緑地内に飲食店や売店等の収益施設を長期間安定的に設置できる
- ✓ 港湾空間を活用して自らが設置する収益施設と合った<mark>緑地等を一体的に整備する</mark> ことで、収益の向上にもつながる質の高い空間を形成できる

### 利用者



- ✓ 飲食施設の充実など利用者向けサービスが充実する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進み、緑地等の利便性、快適性、安全性が 高まる